

御 高 支 第 326 号
令和 8 年 8 月 19 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

御前崎市健康福祉部高齢者支援課長

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について

日頃から、介護保険サービスの適切な提供に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、標題の件について、正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者（法人）によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合、減算適用期間に当該事業所が実施する居宅介護支援の全てについて、月200単位を所定単位数から減算することとなっています。

つきましては、令和8年度前期における特定事業所集中減算に係る算定手続等を下記のとおり定めましたので、適切に対応してください。

記

1 令和8年度前期の判定期間

令和8年3月1日から令和8年8月31日まで

2 書類の作成及び保存

すべての居宅介護支援事業所は上記1の判定期間について、所定の事項を記載した書類（別紙「特定事業所集中減算に関する届出書（提出用兼保存用）」）を作成してください。

なお、作成した書類は、市長への提出の有無にかかわらず、5年間保存しなければなりません。

様式については、当課のホームページからダウンロードできます。

≪御前崎市ホームページ → 暮らしの情報 → 組織から探す → 高齢者支援課 →
介護保険事業者関係 → 令和8年度特定事業所集中減算の届出について≫

3 書類の提出

上記1の判定期間について、紹介率の割合が80%を超えている訪問介護サービス等が一つでもあった場合は、上記2の届出書の提出をお願いします。

4 提出期限

令和8年9月15日（火）

5 提出先及び提出方法

御前崎市高齢者支援課介護保険係

郵送又は持参

6 減算の適用

紹介率の割合が80%を超えたことについて正当な理由がないと認められる場合は、減算を適用することになります。

(1) 上記2の届出書の様式に記載した「正当な理由」のうち⑤又は⑥に該当するとして届出があった事業所

届出があった理由について、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案して、正当な理由に該当するかどうか判断しますので、減算適用の有無について市から結果通知を送付します。

(2) 上記2の届出書の様式に記載した「正当な理由」のうち①から④までのいずれかに該当するとして届出があった事業所

国が正当な理由として例示している事項に該当しますので、原則として結果は通知しません。

7 その他

(1) 判定期間

区分	判定期間	提出期限	減算適用期間
前期	3月1日から8月末日まで	9月15日	10月1日から3月31日まで
後期	9月1日から2月末日まで	3月15日	4月1日から9月30日まで

(2) 対象サービス

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

担 当 御前崎市高齢者支援課介護保険係

電 話 0537-85-1118

F A X 0537-85-1142